令和７年度　調布市立多摩川小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止対策に関する法令等

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童・生徒像

○　自分の考えをもつ子(思考力・判断力・表現力の向上)
◎　思いやりのある子（自他尊重，人権尊重の精神，自主自律・相互理解の推進）
○　体をきたえる子（体力・健康の保持増進）

〇目標策定の方針

児童・生徒の実態

- 人懐こい児童が多く，明るく活動的であるが，自分の思いをうまく相手に伝えられない児童も見られるため，コミュニケーション能力の向上を図る。
- 自信のない言動をとる児童が見られるため，自己肯定感を高める取組を推進する。

いじめ防止等に関する学校の目標

児童が,いじめは絶対にしてはいけない,許さないという気持ちをもち,一人一人が,安心・安全に学校生活を送ることができるようにして,規則正しく主体的に参加・活躍する学校づくりをする。教職員でいじめの在り方を共通理解し,児童一人一人を丁寧に見て,小さな芽を摘み,認知したいじめの解消率の向上を図る。

〇教職員の指導力向上

- 年間３回,「いじめ」についての研修会を行う。年度当初に定義や認知基準，防止・発見・対応の方法について，教職員で共通理解を図り，対応する。
- 「調布市いじめ撲滅の手引きを活用し，いじめの兆候を見逃さない。軽微のものも見逃さずに指導していくよう確認する。

〇学校の組織的対応

・月１回のこころの健康観察を活用し，児童理解に努め，いじめの早期発見を促す。気になる点がある場合は，担任と学年主任で相談や事実確認を行う。毎月のいじめ対策委員会で報告や連絡をする。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

いじめを未然に防ぐために，児童自身がいじめを自分たちの問題として受け止めること，そして,自分たちのできることを主体的に考えて行動できるよう，児童委員会が中心となって「いじめをなくそう集会」に取り組む。また,児童を取り巻く環境の変化にも留意し，第５，６学年では毎年「情報モラル教育」を行う。「インターネットを通して行われるいじめ」について外部講師による「セーフティ教室」や「ファミリｅルール教室」等で指導し，保護者へもおたよりや保護会で理解と協力を呼びかける。「魅力のある学校生活」の結果や「いじめの未然防止や児童の変化を受け止めるためのチェックリスト」を活用し，教員が未然防止を行う。

【早期発見】

全校児童に対し，年３回の児童へのアンケート調査の実施・校長室前の相談箱の設置により，児童の悩みや訴えからいじめの早期発見に努める。また「いじめ相談窓口」の開設について，学校だより等で周知し,児童からだけでなく，家庭や地域からの情報を受け入れやすくする。５年生全員には「スクールカウンセラーによる全員面接」を行い，児童の情報を確実に共有し，いじめの早期発見に努める。また，軽微ないじめも見逃さないために，学年で児童の様子を把握し，必要があるものは学校全体で共有し，学校全体で継続して組織的に対応していく。

〇スクールカウンセラーとの連携

- 必要と認められた児童については,教師が保護者と速やかに連絡を取り,SC につなげるなどして当概児童への対応に努める。

〇保護者・地域との連携

- 年度当初の保護者会で「学校いじめ防止対策基本方針」を説明する。
- 「いのちの授業」や道徳授業地区公開講座等でいじめ等に関わる問題について理解や認識を求める。
- 「いじめ相談窓口」を設置する。

具体的ないじめへの対応（早期発見，重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話合い，対応する場合）

①実態把握の観点

いじめはどこにでも,誰にでも起こりうるという視点で，いじめの情報を早期につかむ。そのために，アンケートやチェックリストでの見取りだけでなく，児童の行動や生活の様子の変化を見逃さない。

聞き取りを含め，学年で情報を共有して対応する。また，案件によってはいじめ対策委員会で対応をし，全教職員で情報を共有する。

②指導・支援の基本姿勢

〈学校いじめ防止対策委員会〉

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・被害児童及び加害児童所属学年・スクールカウンセラーを構成員とするが，月１回のいじめ対策委員会は教職員全体で行い，共通理解を図って，学校全体で組織的に対応していく。

〈基本姿勢〉

- 問題の解消まで，いじめ対策委員会が責任をもって指導・支援をする。
- 学校いじめ防止対策委員会内で明確な役割分担を行い，生活指導主任は，取組等の記録を残す。
- 問題の進捗状況や指導・支援方法を,全教職員で共有し対応する。

③＜被害児童・生徒の支援＞

- いじめをやめさせ，いじめから児童を保護することを最優先とする。
- 被害児童の心情を理解し，児童や保護者の意向に沿って対応する。

＜加害児童・生徒の指導＞

- いじめと認識させ，いじめをやめさせる。
- いじめを引き起こす児童の心の問題等を理解しつつ，自己表現や対人関係の能力向上を図る。

＊重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

①教育委員会への報告をし，教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討，実施
③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
④警察・児童相談所・スクールカウンセラー・福祉機関など関係機関との連携
⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合，または市教委等と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携

連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センターすこやか，多摩児童相談所，調布警察署等）

年 間 指 導 計 画

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
各教科	（全教科で機会を捉え,人権尊重などの指導を行う）							「いのちと心の教育」月間 人権週間				
生活指導			ふれあい月間・セーフティ教室 あいさつ運動					ふれあい月間 あいさつ運動			ふれあい月間	
学校行事	入学式 始業式	体力テスト	たまっ子まつり					運動会 たまっ子ひろば				卒業式
特別活動	集団生活のルール	学習発表会に向けて				楽しい学校作り	友達の良いところ	運動会に向けて				１年の振り返り
道徳科	〈　親切，思いやり　　友情，信頼　　希望と勇気　　善悪の判断　生命の尊さ　〉の項目を計画的に指導する。 ※ふれあい月間では「いじめ防止に関わる内容の授業」を行う。　４月と 12 月は「いのちの授業」を行う。											
家庭 地域	保護者会・授業公開 調布市防災教育の日		保護者会・授業公開 個人面談			授業公開 道徳授業地区公開講座			保護者会 個人面談			保護者会・授業公開